

求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧及び適用される訓練科の範囲

別添3

※求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を赤字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカーで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容	適用される訓練科の範囲
	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)	令和7年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
留意事項 (別添)	2	別添4	P68	キャリアコンサルティングの振替時の出席管理の取扱いについて補足しました。	
	3	別添4	P69	就職支援責任者の変更にあたって、予期せぬ疾病、退職等の事象が生じた場合には、変更は可能であるものの、受講者への就職支援の質の維持の観点から、前任の就職支援責任者と同等の者である必要がある旨、追記しました。	
様式	4	様式A-34記入例	P118	「賃金状況」欄について、『未就職』の者(就職コードが『10』の者)は、空欄とする旨追記しました。	